

家族でどうにかくまじゅう

交通災害共済は、2月から申し込みを受け付けます！



◆年間掛金 一人 500円

◆通院1日から見舞金支給

●交通災害共済制度とは？

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故による災害を受けられた方に、交通災害共済見舞金を支給して救済する制度です。

●加入できる方は？

日野町に住民登録または外国人登録をしている方。町内の事務所・事業所・学校などに勤務または在学している方。

●加入手続きは？

申込用紙は、全戸配布します。申込用紙に必要事項をご記入のうえ、掛金を添えて各区长・町代さんまでお申し込みいただくか、住民課生活環境交通担当まで直接お申し込みください。

●共済期間は？

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間（4月1日以降に申し込みをされた場合は、その翌日から平成22年3月31日まで）。

●対象となる事故は？

日本国内の道路上（道路として機能している場所）において、自動車・バイク・自転車等の運行中に発生した事故、または、これらの車両にひかれるなどの事故。

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。

●交通災害共済見舞金の請求と期間は？

請求は、災害を受けた本人の預金通帳（未成年の方は親権者）と印鑑をお持ちのうえ、住民課までお越しください。請求期間は交通事故に遭われた日から2年以内です（ただし、平成21年3月31日までの交通事故の請求は1年以内です）。

また、請求期間内に治療が終わらない場合も、いったん請求していただき、治療後に追加請求してください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

☎6578 有線⑥7784

感雑向綿

日野町長 藤澤直広

この冬は、年末からよく雪が降っています。

今年の元旦は野も山も一面雪化粧となりました。

「二年の計は、元旦にあり」といいますが、ピーンと張り詰めた空気の中で一年の決意を新たにすることはいいことだと思います。

元日の朝は、家族でお雑煮を食べ、お寺に参り氏神さんに参り、そして、そこで行われる大字の新年拝賀式に参加します。どこにもでもある田舎の風景。区長さんが挨拶し区民の代表が答礼をするのが慣わし。区民が一同に会し、集落の構成員としての自覚と責任を再確認する場にもなります。そこには、地域（集落）をささえる自治の機能があります。何万人もの客が訪れる有名な神社仏閣の初詣とは一味違う趣があります。二日の朝は、「山の神」。未明から大きな神火をたき、餅を焼き、五穀の実りを占い豊作を祈願します。「山の神」は地区によって違います。大晦日から3日まで神火の番をするところや、山の神さんの前でシ

ラフではできない「踊り」を踊るところも、共通なのは参加するのは男だけということ。その山の神の当番が今年あたりました。年末から準備し、当日は9軒の隣組から17人の男が参加、半数は20代30代の若者で先輩の指示を受けつつも自主的に役割を果たします。大げさに言えば、隣組の「威信」にかけて山の神の行事をキチンと成し遂げようという「使命感」があります。町内のそれぞれの地域には色々な祭りをはじめとした民俗があります。そうした民俗を支えるのはその地域の構成員であり、そこに集落自治の原点があります。構成員として役割と責任があり、それを果たすことによって存在感が生まれます。

今、田舎体験が注目されています。そこには、支え合って生きることが普通の社会があり、自ら何かを成し遂げることができるとあります。農家民泊や農業体験を通じて人と人との絆きずなの温かさを知ること、五感で体験し感じることは新鮮です。生きることの価値観が新しくなるのではないかと思えます。日野町でも田舎体験の取り組みを進めています。町民の皆さんのご協力をお願いします。